



平成 27 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 S F P ダイニング株行会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 誠
(コード番号：3198 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役副社長 光行 康明
(TEL. 03-5491-5869)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月開催予定の当社第 5 回定時株主総会において付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)を置くことにより、取締役会の管理・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 12 月開催予定の当社第 5 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 今後の事業の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- ② 本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ③ 同改正法により、責任限定契約を締結できる範囲が非業務執行取締役にも拡大されたことに伴い、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

平成 27 年 12 月開催の定時株主総会に付議し、同日に定款変更の効力発生を予定しております。

以上

(別紙)定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(1)~(4) (条文省略)</p> <p><u>(5)~(14)</u> (条文省略)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条~第 12 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行通り)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行通り)</p> <p>(1)~(4) (現行通り)</p> <p><u>(5) 家庭用雑貨、家庭用電気製品の小売、卸売及び輸出入</u></p> <p><u>(6) 映像ソフト、音楽ソフト及び書籍の制作、販売</u></p> <p><u>(7)~(16)</u> (現行通り)</p> <p>第 3 条 (現行通り)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条~第 12 条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>12</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2</u>月<u>末</u>日とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第15条～第18条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> <u>取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第22条～第25条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>第27条</u> (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> <u>取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第30条</u> (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第38条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第40条 当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第41条 (条文省略)</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第33条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第35条 当社は取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第36条 (現行通り)</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(附則)</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第5回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p><u>第1条 第38条(事業年度)の規定に関わらず、第6期事業年度は平成27年10月1日から平成28年2月29日までの5か月間とする。なお、本附則は第6期事業年度終了後これを削除する。</u></p>	<p><u>(事業年度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第33条(事業年度)の規定に関わらず、第6期事業年度は平成27年10月1日から平成28年2月29日までの5か月間とする。なお、本附則は第6期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

(注1) 網掛け部分の定款変更案については、平成27年9月28日付プレスリリースにて公表済みであります。

(注2) 変更案(附則)第2条については、平成27年9月28日付プレスリリースにて公表済みです(上記二重枠線ご参照)が、本議案に合わせ、条数を修正しております。